

台湾総督府と恩赦制度

——台湾総督府文書の恩赦記録から——

東
山
京
子

はじめに

- 一、台湾における恩赦に関する記録
 - 二、明治二九年および三〇年における恩赦に関する記録
 - 三、恩赦における各県からの報告と台湾住民の感情
- おわりに

はじめに

明治三〇(一八九七)年一月の英照皇太后崩御の際に、日本統治時代の台湾において初めて恩赦⁽¹⁾が施行された。⁽²⁾以降、台湾総督府は、反日抵抗する台湾人に、特に匪徒刑罰令違反者に対して恩赦を執行していった。それは、台湾総督府が日本の領土となった台湾の住民を精神的に支配し、天皇の赤子であること、皇恩をうけることのできる天皇の臣下であるという論理をより台湾人民に知らしめるために、恩赦という制度を利用したのである。つまり、本国政府や台湾総督府がどのようにして反日抵抗の台湾人を懐柔しようとしたのかをみることができるものの一つが、恩赦ということになる。だが、台湾総督府が恩赦を統治政策上の一つの施策として政治的に利用しようとしたのは、この英照皇太后崩御の時ではなかった。

恩赦といえは、今年度の令和元(二〇一九)年一月一八日に、「復権令」及び「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準」が閣議決定され、⁽³⁾一〇月二三日の即位礼正殿の儀にあわせて公布されたことは記憶に新しいであろう。この度の恩赦の趣旨は、「この慶事に当たり、罪を犯した者の改善更生の意欲を高めさせ、その社会復帰を促進するという刑事政策的な見地」によるもので、その内容は、「国民感情、特に犯罪被害者やその御遺族の心情等に配慮」⁽⁴⁾した上で行われることになった。今回実施する恩赦の種類と対象は、まず、「政令恩赦」⁽⁵⁾で、(一)恩赦の種類を復権のみに限定し、大赦及び減刑は行わないこと、(二)恩赦の対象を罰金刑のみとし、刑の執行終了または執行の免除から即位礼の前日までに三年以上を経過している者のみに限定している。次に、「特別基準恩赦」⁽⁶⁾で、(一)病氣等で長期間刑の執行が停止された状態であり、なお長期にわたり執行困難な者への執行を免除、(二)刑を受けたことが社会生活上の障害となっている罰金刑の執行終了者への復権を行うというものである。

今回は復権のみが行われたが、この復権令は、恩赦法⁶第九条の規程に基付き制定されたもので、現在の憲法下における恩赦としては一回目であり、平成五(一九九三)年の天皇・皇后両陛下の御成婚以来二六年ぶりとなる。平成の即位礼正殿の儀の恩赦においては約二五〇万人が対象となったが、今回は、犯罪被害者保護の観点を重視し規模を縮小し、罰金刑を受け、喪失・停止となった国家資格などを再び取得できるというもので、公民権も回復する。今回の恩赦を受けるものは約五五万人で、約八割は速度超過や酒気帯びなどの交通違反で罰金刑を受けたものを対象としているが、選挙違反などの公職選挙法違反事件も対象者に含まれている⁷。

現憲法下における恩赦は、犯罪者の更生と社会復帰促進が目的であるが、戦前の日本統治下台湾では、台湾人の懐柔が最重要課題でありその対策に恩赦が利用されるといふ政治的恩赦であったといえよう。このため、台湾統治史研究にとって被支配者で台湾人への恩赦の適用は、台湾総督府の統治支配を知る上で重要な施策であったことから、台湾人への精神的支配施策という観点からも問い直す意義は大きいと言える。

台湾を領有した当初から台湾割譲に激しく抵抗していた漢族系住民の人心収攬に苦慮していた台湾総督府は、早期の段階でその施策の一つとしてこの恩赦制度の導入を謀っていた。それが、明治三〇年の皇太后崩御における大赦の施行となるが、実は、台湾総督府はこの恩赦を施行する約一ヶ月前の明治二九(一八九六)年二月に、最初の恩赦制度を台湾において施行するために、勅令案を作成し、監督官庁である拓殖務大臣へ台湾総督が裁定した稟議書を二月一六日に送っていたのである。つまり、英照皇太后が亡くなる前に、恩赦案を作っていたのである。その勅令案とは、「本島二大赦令発布ノ件⁸」というものであった。しかし、この大赦令発布に関する台湾総督府からの稟議は、拓殖務大臣により閣議に提出されないうまま廃案となってしまう。

それから僅か一ヶ月後に、偶然にも英照皇太后の崩御という事態が起りそれまでの総督府が考えていたものとは

違つた恩赦が行われたため、この総督府の恩赦案は幻の恩赦案となつた。だが、この廃案となつた文書は、台湾総督府において、永久保存文書として保存管理されていた。かかる処理を行つた台湾総督府であるが、その実態は、台湾を領有して間もない統治機関であり、稟議案の提出方や台湾総督府の意思を反映した文書の保存方などを確立させていく前の段階であつたことから、文書管理体制が整備されていく前の文書が、この大赦令発布の件であつたといえよう。そのため、この文書を詳細に見ていくことは、台湾総督府における文書管理体制ができあがる前の文書がどのようなものであつたのかを知ることができるということになる。

ここでは、まず、この明治二九年に拓殖務大臣に提出された台湾総督府の大赦令発布に関する勅令案が、拓殖務省においてどのように取り扱われたのかを明らかにしていくとともに、台湾を統治していく過程において、台湾総督府がどのように恩赦制度を使用していったのかを見ていく。特に、台湾割譲に抵抗していた台湾住民、特に台湾において施行された匪徒刑罰令により罪に問われた台湾人に対して、天皇の恩恵とする恩赦という制度を台湾人の懐柔政策として利用しようとした台湾総督府の台湾統治における実態を解き明かしていく。

一、台湾における恩赦に関する記録

台湾における恩赦の特徴は、政治的恩赦にある。台湾総督府が行つたのは、政治犯または台湾特有の匪徒刑罰令による刑を言い渡された囚人への恩赦で、代表的な恩赦は、明治三〇年の皇太后崩御、大正元年の明治天皇の大喪と嘉仁天皇の即位、大正二二(一九三三)年の摂政宮裕仁皇太子の台湾行啓、昭和元年の大正天皇の大喪と裕仁天皇の即位によるものであつた。

第一表 恩赦制度の施行一覧表

恩赦事由	施行された恩赦 / 法令名称・勅令番号 官報・台湾總督府報号数	台湾總督府文書 簿冊番号 件番号
英照皇太后大喪	「減刑令」明治30年勅令7号 ⁽¹³⁾ 「大赦令」明治30年勅令8号 ⁽¹⁴⁾ (明治30年1月31日官報号外) 「諭告 皇太后陛下崩御台湾住民国事犯及凶徒大赦」明治30年諭告 ⁽¹⁵⁾ (明治30年2月20日官報4088号) 「監獄 大赦及減刑」明治30年監獄 ⁽¹⁶⁾ (明治30年3月6日官報4100号)	00062-29 04529-14・15・16 00135-34~47 00249-19 09110-1 09752-20 09770-6~8
朝鮮併合	「大赦令」明治43年勅令325号 ⁽¹⁷⁾ (明治43年8月29日官報号外) 「大赦令施行手續」明治43年統監府訓令第17号 ⁽¹⁸⁾ (明治43年8月29日官報第8163号)	
明治天皇大喪	「詔書 恩赦令」大正元年詔書 ⁽¹⁹⁾ (大正元年9月14日府報号外) (大正元年9月22日府報第36号) 「恩赦令」大正元年勅令23号 ⁽²⁰⁾ (大正元年9月26日官報号外・府報号外) 「大赦令」大正元年勅令24号 ⁽²¹⁾ (大正元年9月26日官報号外・府報号外) 「諭告 恩赦令」大正元年諭告1号 ⁽²²⁾ (大正元年9月26日府報号外) (大正元年10月11日官報60号) 「大赦令執行」大正元年告示29号 ⁽²³⁾ (大正元年9月28日府報40号) (大正元年10月11日官報60号) 「恩赦令施行規則」大正2年府令第44号 ⁽²⁴⁾ (大正2年4月24日府報202号)	01932-111 01943-11~25 01944-1~13 01945-1~11 01946-1~6 05493-8~24 05500-4・5 11134
照憲皇太后大喪	「減刑令」大正3年勅令104号 ⁽²⁵⁾ (大正3年5月24日官報号外・府報号外) (大正3年6月3日府報第504号)	02258-7・8
大正天皇大礼	「詔書 恩赦令」大正4年詔書 ⁽²⁶⁾ (大正4年11月19日府報888号) (大正4年11月10日府報号外・官報号外) 「減刑令」大正4年勅令205号 ⁽²⁷⁾ (大正4年11月10日府報号外・官報号外) (大正4年11月19日府報第888号) 「諭告」大正4年諭告1号 ⁽²⁸⁾ (大正4年11月10日府報号外)	02398-4~38
裕仁親王成年式	大正8年 特赦	02953-8~18

	大正9年「恩赦令施行規則」大正9年府令第75号 ⁽²⁹⁾ (大正9年9月1日府報号外)	
皇太子台湾行啓	大正12年 減刑 ⁽³⁰⁾	07170-5 07171-1~8 07172-1~6- 07173-1~6 07174-1~8 07175-1~5 07176-1~6 07177-1~6 07178-1~5 07179-1~7 07180-1~10 07181-1~8 07182-1~7 07183-1~6 07184-1~6 07185-1~7 07186-1~9 07187-1~8
裕仁親王成婚	「詔書 減刑令」大正13年詔書 ⁽³¹⁾ (大正13年1月26日官報号外) (大正13年2月7日府報3156号) 「減刑令」大正13年勅令10号 ⁽³²⁾ (大正13年1月26日官報号外) (大正13年2月7日府報3156号)	03839-8・9 破損
普通選挙法公布	大正14年 特赦	
大正天皇大喪	「詔書 恩赦令」昭和2年詔書 ⁽³³⁾ (昭和2年2月7日官報号外・府報号外 ・昭和2年2月15日府報号外) 「大赦令」昭和2年勅令11号 ⁽³⁴⁾ (昭和2年2月7日官報号外・府報号外 ・昭和2年2月15日府報号外) 「減刑令」昭和2年勅令12号 ⁽³⁵⁾ (昭和2年2月7日官報号外・府報号外) ・昭和2年2月15日府報号外) 「復権令」昭和2年勅令13号 ⁽³⁶⁾ (昭和2年2月7日官報号外・府報号外 ・昭和2年2月15日府報号外) 「諭告 恩赦令」諭告1号 ⁽³⁷⁾ (昭和2年2月7日府報号外) 「大赦令施行」告示13号 ⁽³⁸⁾ (昭和2年3月10日官報56号)	11130

	(昭和2年2月7日府報号外) 「恩赦令改正」昭和2年勅令第10号 ⁽³⁹⁾ (昭和2年2月5日府報号外・15日35号) 「恩赦令施行規則改正」昭和2年府令23号 ⁽⁴⁰⁾ (昭和2年4月12日府報77号)	
昭和天皇大礼	「詔書 恩赦令」昭和3年詔書 ⁽⁴¹⁾ (昭和3年11月10日官報号外・府報号外 ・11月18日府報号外) 「減刑令」昭和3年勅令第270号 ⁽⁴²⁾ (昭和3年11月10日官報号外・府報号外 ・11月18日府報号外) 「復権令」昭和3年勅令第271号 ⁽⁴³⁾ (昭和3年11月10日官報号外・府報号外 ・昭和3年11月18日府報号外) 「諭告」昭和3年諭告1号 ⁽⁴⁴⁾ (昭和3年11月10日府報号外)	11131
明仁親王降誕	「詔書 恩赦令」昭和9年詔書 ⁽⁴⁵⁾ (昭和9年2月11日官報号外・府報号外 ・昭和9年2月20日府報第2030号) 「減刑令」勅令第19号 ⁽⁴⁶⁾ (昭和9年2月11日官報号外・府報号外 ・昭和9年2月20日府報第2030号) 「復権令」勅令第20号 ⁽⁴⁷⁾ (昭和9年2月11日官報号外・府報号外 ・昭和9年2月20日府報第2030号) 「諭告 恩赦令」府報号外 ⁽⁴⁸⁾ (昭和9年2月11日府報号外) 「恩赦令改正」昭和9年勅令第393号 ⁽⁴⁹⁾ (昭和9年12月26日官報号外)	11132
憲法発布50周年 祝典	「詔書 恩赦令」昭和13年詔書 ⁽⁵⁰⁾ (昭和13年2月11日官報号外・府報3205号) 「減刑令」昭和13年勅令第76号 ⁽⁵¹⁾ (昭和13年2月11日官報号外・府報3205号) 「復権令」昭和13年勅令第77号 ⁽⁵²⁾ (昭和13年2月11日官報号外・府報3205号)	
紀元2600年祝典	「詔書 恩赦令」昭和15年詔書 ⁽⁵³⁾ 「減刑令」昭和15年勅令第45号 ⁽⁵⁴⁾ (昭和15年2月11日官報号外・府報号外 ・昭和15年2月16日府報3810号) 「復権令」昭和15年勅令第46号 ⁽⁵⁵⁾ (昭和15年2月11日官報号外・府報号外 ・昭和15年2月16日府報3810号) 「諭告 恩赦令」昭和15年諭告1号 ⁽⁵⁶⁾ (昭和15年2月11日府報号外)	

第一次戦捷祝賀	「復権令」昭和17年勅令94号 ⁽⁵⁷⁾ （昭和17年2月18日官報号外・府報号外） 「諭告 恩赦令」昭和17年諭告1号 ⁽⁵⁸⁾ （昭和17年2月18日府報号外）	11173-50
第二次大戦終局	「詔書 恩赦」昭和20年詔書 ⁽⁵⁹⁾ （昭和20年10月17日官報号外） 「大赦令」昭和20年勅令579号 ⁽⁶⁰⁾ （昭和20年10月17日官報号外） 「減刑令」昭和20年勅令580号 ⁽⁶¹⁾ （昭和20年10月17日官報号外） 「復権令」昭和20年勅令581号 ⁽⁶²⁾ （昭和20年10月17日官報号外）	

（官報・台湾総督府報・台湾総督府文書より筆写作成）

明治三二（一八八九）年二月一日に施行された皇室典範第一六条には、「天皇八大赦特赦減刑及復権ヲ命ス」と、その内容は、「大赦ハ特別ノ場合ニ於テ殊例ノ恩典ヲ施行スル者ニシテ一ノ種類ノ犯罪ニ対シ之ヲ赦スナリ特赦ハ一個犯人ニ対シ其ノ刑ヲ赦スナリ減刑ハ既ニ宣告セラレタルノ刑ヲ減スルナリ復権ハ既ニ剥奪セラレタルノ公権ヲ復スルナリ」と定められている。特別の場合において、「殊例ノ恩典ヲ施行スル」ものが大赦である。明治二二年前以前における恩赦については、明治天皇の元服大礼における大赦令^⑩、明治天皇の即位大礼および改元における減刑令および大日本帝国憲法発布における大赦令^⑪が施行されている。

ここでは、まず、台湾を領有した明治二八（一八九五）年から昭和二〇（一九四五）年までの本國政府による恩赦施行と台湾における恩赦の施行について見ていくことにする。本國政府と台湾に施行した恩赦について、恩赦等の法令発令に関わる恩赦の事由、恩赦の法令名称・勅令番号・官報掲載日・台湾総督府報掲載日、または施行された恩赦、さらに、台湾での施行に関する台湾総督府文書の簿冊番号および件番号を纏めて一覧表にしたものが第一表である。本表には、恩赦令および恩赦令施行細則改正の法令を含める。

この表から次のようなことが分かってくる。恩赦の形が整うのは、明治天皇崩御の際の大正元（一九一二）年九月一四日に詔書が発せられてからであ

り、同年九月二六日に恩赦令が初めて制定される。ここで発せられたものは、証書と諭告であるが、その詔書には、「朕処ニ大故ニ遭ヒ哀矜已マス前典ヲ繹ネテ恵沢ヲ遠邇ニ浴カラシメ以テ朕力罔極ノ哀ヲ申ヘムコトヲ念ヒ特ニ有司ニ命シテ恩赦ヲ行ハムトス百僚有衆其レ朕力意ヲ体セヨ」と記され、諭告では、「爰ニ天崩憂闇ノ時ニ贖リテ畏クモ恩赦令ヲ宣布シ給フ恭ク惟ルニ天皇陛下睿哲文明克ク諧フルニ孝ヲ以テセラレ踐祚改元ト俱ニ永ク仁恵ヲ爾儕ニ錫フ洵ニ是レ慎終追遠ノ叡慮ニシテ普天率土誰力感泣セザラン爾等当ニ恐懼シテ聖旨ノ存スル攸ヲ奉体シ夙夜激厲シテ優渥ナル皇恩ニ奉答スルコトヲ期セヨ」とある。これらの文面には、「恵沢」、「追遠」、「罔極」といった言葉により構成されており、最後には「皇恩ニ奉答スルコトヲ期セヨ」とあることから、恩赦は、天皇の恵みや情けであり、その恩に報いるようにと命じている。その後の昭和八年における皇太子裕仁親王成婚の儀においても、「広ク其ノ慶福ヲ頒タムコトヲ念」じ、「爾有衆其レ克ク朕力意ヲ体セヨ」と、広く民衆（臣民）に慶福を分け与え、民衆（臣民）はこの慶福を理解し、良い行動をとるようにと命じている。

さて、この九月二六日に発令された恩赦令⁶⁶を見ていくが、本恩赦令により、大赦、特赦、減刑、復権などが次のように定められた。

第二条 大赦八勅令ヲ以テ罪ノ種類ヲ定メ之ヲ行フ

第三条 大赦八別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外大赦アリタル罪ニ付左ノ効力ヲ有ス

一 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ言渡ハ将来ニ向テ効力ヲ失フ

二 未タ刑ノ言渡ヲ受ケサル者ニ付テハ公訴権ハ消滅ス

第四条 特赦八刑ノ言渡ヲ受ケタル特定ノ者ニ対シ之ヲ行フ

第五條 特赦ハ刑ノ執行ヲ免除ス但シ特別ノ事情アルトキハ將來ニ向テ刑ノ言渡ノ効力ヲ失ハシムルコトヲ得
第六條 減刑ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シ勅令ヲ以テ罪若ハ刑ノ種類ヲ定メ之ヲ行ヒ又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル特定ノ者ニ對シ之ヲ行フ

第七條 勅令ニ依ル減刑ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外將來ニ向テ刑ヲ變更ス

特定ノ者ニ對スル減刑ハ刑ノ執行ヲ減輕ス但シ特別ノ事情アルトキハ刑ヲ變更スルコトヲ得

第八條 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテハ刑ノ言渡ノ効力ヲ失ハシムル特赦若ハ刑ヲ變更スル減刑ヲ行ヒ又ハ其ノ減刑ト共ニ猶予ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第九條 復権ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル為法令ノ定ムル所ニ依リ資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル特定ノ者ニ對シ之ヲ行フ

第十條 復権ハ將來ニ向テ資格ヲ回復ス

復権ハ特定ノ資格ニ付之ヲ行フコトヲ得

第十一條 刑ノ言渡ニ基ク既成ノ効果ハ大赦、特赦、減刑又ハ復権ニ因リ變更サラルルコトナシ

第十二條 特赦、特定ノ者ニ對スル減刑又ハ復権ハ司法大臣之ヲ上奏ス

第十三條 刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ノ檢事又ハ受刑者ノ在監スル監獄ノ長ハ司法大臣ニ特赦又ハ減刑ノ申立ヲ為スコトヲ得

監獄ノ長前項ノ申立ヲ為ス場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

第十四條 特赦又ハ減刑ノ申立書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 判決ノ謄本又ハ抄本

二 刑期計算書

三 犯罪ノ情状、本人ノ性行、受刑中ノ行状、将来ノ生計其ノ他参考ト為ルヘキ事項ニ関スル調査書類

第十五条 刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ノ検事ハ職權ヲ以テ又ハ本人ノ出願ニ依リ司法大臣ニ復權ノ申立ヲ為スコトヲ得

復權ノ出願ハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ三年ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第十六条 復權ノ申立書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 判決ノ謄本又ハ抄本

二 刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタルコトヲ証スル書類

三 刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル後ニ於ケル本人ノ行状、現在及将来ノ生計其ノ他参考ト為ルヘキ事項ニ関スル調査書類

本人ノ出願ニ依リ申立ヲ為ス場合ニ於テハ前項ノ書類ノ外其ノ願書ヲ添附スヘシ

第十七条 特赦、減刑又ハ復權ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ハ刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ノ検事ニ特赦状、

減刑状又ハ復權状ヲ送付シ之ヲ本人ニ下付セシムヘシ

第十八条 大赦、特赦、減刑又ハ復權アリタルトキハ刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ノ検事ハ判決ノ原本ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十九条 本令中司法大臣ノ職務ハ軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、朝鮮、台湾、閩東州又ハ帝國力治外法權ヲ行使スル地域ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ朝鮮總督、台湾

総督、関東都督又ハ外務大臣之ヲ行ヒ検事ノ職務ハ刑ノ言渡ヲ為シタル軍法会議ヲ管轄スル長官其ノ軍法会議ノ理事若ハ主理、法院ノ檢察官、民政署長、領事館又ハ既決官庁之ヲ行フ

このように、恩赦令が制度化されたことから、それまでの明治四一（一九〇八）年勅令第二一五号の「特赦及減刑ニ関スル件」⁽⁶⁷⁾と同年勅令第二一六号の「軍法会議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル特赦及減刑ニ関スル件」⁽⁶⁸⁾及び同第二三〇号の「明治四一年勅令第二一五号ヲ韓国、台湾、関東州及帝国力治外法権ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スルノ件」⁽⁶⁹⁾は廃止される。その後、部分的な改正が昭和二（一九二七）年で行われ、次のように三つの条項が改正されることになる。その改正された恩赦令は、次の通りである。⁽⁷⁰⁾

第九条 復権ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル為法令ノ定ムル所ニ依リ資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニ対シ勅令ヲ以テ要件ヲ定メ之ヲ行ヒ又ハ特定ノ者ニ付キ之ヲ行フ但シ刑ノ執行ヲ終ラサル者又ハ執行ノ免除ヲ得サル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラス

第十二条 特赦又ハ特定ノ者ニ対スル減刑若ハ復権ハ司法大臣之ヲ上奏ス

第十九条 本令中司法大臣ノ職務ハ軍法会議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、朝鮮台湾関東州南洋群島又ハ帝国力治外法権ヲ行使スル地域ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ朝鮮総督台湾総督関東長官内閣総理大臣又ハ外務大臣之ヲ行ヒ検事ノ職務ハ刑ノ言渡ヲ為シタル軍法会議ノ檢察官、法院ノ檢察官、領事官又ハ犯罪既決官庁之ヲ行フ

この昭和二年には、これまでには規定されていなかった復権令が制定され、恩赦令の第九条の復権に関わる条項に、但し書きの部分、すなわち、「但し刑ノ執行ヲ終ラサル者又ハ執行ノ免除ヲ得サル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラス」が追加されることになる。その改正理由⁷¹を見ると、現行規程は、刑の言渡を受けた法令が定める所により資格を喪失または停止された者に対して個別的に行うものであった。つまり、このような個別的復権では、恩赦の趣旨には適さないこと、現に、特定人に対して個別的に行うべき特赦の外に、勅令を以て一般的に行う大赦があり、また、減刑には、特定人に対する個別的減刑の外に勅令を以て行う一般的減刑があることから、権衡がとれていない。そのため、本改正において、大赦、特赦、減刑の例に倣って、復権も従前の如く特定人に対して個別的に行うものと勅令を以て要件を定めて一般的に実施できるようにするというのがこの改正の理由であった。さらに、復権は、刑の執行を終りたる者又はその執行の免除を得た者に対してのみ行うもので、この趣旨は、既に現行規程に含蓄する所ではあるが、本案を以てさらに明瞭にするべく追加したとある。

つまり、主な理由としては、大赦、特赦、減刑とのつり合いをとるためと、刑の執行が終了していない者、刑の執行免除を得られない者に対して、恩赦の対象とならないということを明確にするためであった。このことにより、恩赦に関わる法務部の解釈によって恩赦制度が歪められることがないように明文化したのではなからうか。また、復権令を定めることによつて、その復権の根拠を明確にするために制定されたと考えられる。例えば、明治三一年の「減刑令執行方ニ関シ新竹庁へ指令並ニ各庁へ通達ノ件」⁷²では、減刑令執行に關し、台北監獄署長の伺に対する通達について、櫻井勉新竹県知事は、本件は減刑令ではなく、大赦令第一条の解釈に係わるものではないかと、台湾総督府に問い合わせを行っていることからも解釈による疑義が発生していた。この減刑令および大赦令の第一条とは、次の通りである。

(勅令第七号 減刑令)

第一条 本令發布以前ニ於テ確定判決ヲ受ケタル囚徒ニシテ其ノ執行前又ハ執行中ニ係ル者ハ左ノ例ニ照シテ其ノ刑ヲ減輕ス

- 一 死刑ノ判決ヲ受ケタル者ハ其ノ罪質ニ從ヒ無期徒刑又ハ無期流刑トス
- 二 無期徒刑ノ判決ヲ受ケタル者ハ有期徒刑十五年トシ無期流刑ノ判決ヲ受ケタル者ハ有期流刑十五年トス
- 三 有期ノ刑ノ判決ヲ受ケタル者ハ其ノ刑期四分ノ一ヲ減ス減輕シタル刑期法律ニ定メタル刑期ノ範圍内ニ在ラサルトキハ次第ノ刑ノ長期トス⁷³⁾

(勅令第八号 大赦令)

第一条 本令發布以前台湾ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス

- 一 刑法第二百一一条第二百二条第二百三条第二百五条第二百六条第二百七条ニ該当スル罪
- 二 刑法第三百三十六条第三百七条第三百八条ニ該当スル罪⁷⁴⁾

この第一条の解釈について、元法務部長の高野孟矩⁷⁵⁾は、

減輕ハ發布前ニ判決サレタルモノト雖モ減輕令發布後其判決ノ儘確定シタルトキハ尚減輕スヘキモノナリトシ確定判決ナル文字ヲ極テ広義ニ解釈セリ蓋シ是レ被告人ヲシテ可成多岐聖恩ニ浴セシムルコトヲ圖リタルモノナルヘシト雖モ確定判決ナル文字ハ法律上ノ成語ニシテ同条ニ所謂確定判決ナル文字モ刑事訴訟法第六条第三

項二掲クル確定判決ニ異ナラス即チ確定判決トハ上訴ヲ以テ之ヲ攻撃スルヲ得サルモノ又ハ其性質上ニテハ攻撃スルヲ得ヘキモノトナルモ己ニ攻撃スヘカラサル場合ニ立到リタルモノヲ謂ヒ前法務部長解釈ノ如キ広義ノ意義ヲ含有スルモノニアラサルヲ信スルナリ若シ如斯格段ナル意義ヲ有セシムルニ於テハ立法者ハ之ヲ明晰ニ規定セサルヲ得サルナリ

要スルニ同令施行後ニ於テ始テ判決ノ確定シタルモノニ対シ減刑ヲ行フハ新竹県知事伺ノ通其穩当ナラサルニ付更ニ左案ノ通御通達相成可然哉仰高裁⁽⁷⁶⁾

と解釈して、確定判決というものを広義に考えていた。これに対して、高野前法務部長の広義の意義を含有するものではなく、そのためにも立法者は明晰に規程化をおこなわなければならなかった。

減刑令執行ニ関スル明治三十年民法第二一号通達八現存ノモノナリヤ否本年一月十三日新監発第十六条ヲ以テ
 総督八伺出相成候処右八自今消滅ノ儀ト御心得相成度命ニ依リ此段及通達候也⁽⁷⁷⁾

と、台湾総督府は、明治三十(一八九七)年民法第二一号については、同年一月一三日の新監発第一六号をもって消滅したことを通達した。法解釈により疑義が生じることを避けることから、新竹県知事だけではなく、他の全知事へも周知していた。そもそも、恩赦といった考え方は、ヨーロッパの法制度を借用したものであるため、明治二九年という段階と領台初期という段階からしても、さまざまな問題が生じていたのではないかと思われる。しかも、台湾総督府という、特に内地から離れしかも独立的性格の強い機関であることと、そもそも対象者の殆どが漢

族系台湾人であつたこと、台湾独自の法により刑に服していたものもいることから、その運用解釈について様々な考えが出てきてても不思議ではない。このため、台湾総督府は統一的な解釈基準を定め各地方長官に示す必要があつた。もつとも、これは原制度における運用の問題であることから、それ以降に地方行政機構が変更され庁制度になつてからはこの問題は解決することになる。

このように、昭和二年以降は、大赦令および減刑令のみならず、復権令においても勅令により定められることになつた。

このほかに、第一九条については、南洋群島の追加と関東州における関東都督から関東長官への名称変更、日本が治外法権を行使する地域において刑の言い渡しを受けた者について、外務大臣または内閣総理大臣が行うことになる。

次いで、恩赦令制定とともに、大正二(一九一三)年四月二四日には、恩赦令施行規則(78)が定められる。その内容は、

第一条 恩赦令第一三条ニ依リ監獄ノ長特赦又ハ減刑ノ申立ヲ為ス場合ニ於テハ申立書ノ送付ヲ受ケタル檢察官ハ必要ナル事項ニ付調査ヲ為シタル上意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

第二条 恩赦令第十条第二項ニ依ル復権ノ申立書ニハ回復スヘキ資格ノ種類ヲ明記スヘシ

第三条 特赦、減刑又ハ復権ノ申立ヲ理由ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ檢察官又ハ檢察官ヲ經由シテ監獄ノ長ニ通知ス

第四条 恩赦状ノ送付ヲ受ケタル檢察官ハ直ニ之ヲ本人ニ下付スヘシ但シ本人在監中ナルトキハ監獄ノ長ヲ經

由スヘシ

検察官仮出獄中ノ者ニ恩赦状ヲ下付シタルトキハ其ノ旨ヲ住居ノ地ヲ管轄スル地方法院ノ検察官、監獄ノ長及監督庁、支庁ニ通知スヘシ

本人他ノ法院ノ管轄区域内ニ在ルトキハ其ノ法院ノ検察官ニ恩赦状ノ下付及前項ノ通知ヲ囑託スルコトヲ得
 第五条 恩赦状ノ送付ヲ受ケタル検察官恩赦令第十八条ニ依リ附記ヲ為シタル場合ニ於テ訴訟記録他ノ法院ノ検察局ニ在ルトキハ其ノ法院ノ検察官ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第六条 恩赦状ヲ本人ニ下付シタルトキハ検察官ハ速ニ其ノ旨ヲ台湾総督ニ申報スヘシ

と、これにより申立書の送付、恩赦状を受けた際の通知方などの細則が定められたため、恩赦における文書の発送から執行方が規定通りに行われていくことになる。

一、明治二九年および三〇年における恩赦に関する記録

台湾において施行された初めての大赦は、既に述べたように、明治三〇年一月一九日の英照皇太后の崩御における大赦令⁷⁹⁾である。それが、一月一四日に「皇太后陛下ノ大喪ニ際シ台湾新附ノ民ニ恵沢ヲ施サム力為大赦ヲ行フノ件」⁸⁰⁾として、監督省の拓殖務省と協議の上で閣議に供し、「恵沢ヲ施シ台湾新附ノ民ヲシテ浴ク皇化ニ霑ハシメム力為勅令第七号ニ依リ減刑ヲ行ワシムルノ外」⁸¹⁾に勅令第八条として大赦を行うというものであった。

この大赦が、明治三〇年一月に初めて台湾に施行したものであるが、実は、台湾総督府はこれより前の明治二

九年一月二六日に、樺山資英總督から高嶋鞆之助拓殖務大臣に「本島二大赦令発布ノ件」⁽⁸²⁾として台湾人への大赦を行うべき施策案を政府に求めていたのであった。
この施策案は、台湾總督府の文書管理を考える上で重要な文書となるため、鑑文書から全文を史料として掲載する。その大赦令発布に関する案件とは次の通りである。

【史料一 一】

欄外

「明治廿九年十二月十六日發送済」

「法民発第五三二一号」

「永久一一ノ五・一号・三葉」（鈴木）朱印

削「要再回」楠瀬幸彦か？

急

本文

明治二十九年十一月二十六日

軍務局長「立見」朱印「海軍部」（橋元）朱印（中山）朱印

「陸第一課」楠瀬幸彦か？⁽⁸⁴⁾（第二課）

法務部長（高野孟矩）花押 刑事課長（甲子造）朱印

總督「乃木希典」朱印 削「海軍部長」

民政局長 (水野遵) 花押 「十二月十六日裁定」

総務部長 (水野遵) 花押 文書課長 (佐野) 朱印 (伊藤) 朱印

「民法第一一五号」 参事官 (大島) 朱印

大赦令発布ノ件

大赦令発布ノ義左ノ如ク拓殖務大臣ニ御稟議相成可然哉按ヲ具シテ茲ニ仰高批

按

惟フニ昨年五月台湾讓受以来 ^補 (唐景崧) 劉永福及之ニ附和隨從シタル者ノ反抗ヲ始メトシ土匪暴民ノ各処ニ団集蜂起シテ我總督府ノ軍政及民政ニ敵対シ之力渋滞ヲ来サシメタル小暴動ニ至リテハ其數決シテ尠 ^削 「ナ」シトセス是 ^削 「二」蓋 ^削 「シ」台湾八數百年來清國ノ治下ニ屬シテ永ク其徳沢ヲ受ケタル其一方ニ於テハ未タ我帝國ノ皇化ニ浴スルノ違ナキニ原因セスンハアラス隨テ其間亦大ニ監察スヘキ情状アルヲ認ム加之今ヤ行政日ニ其歩武ヲ進ムルニ當リ彼等亦我 皇ノ御聖徳ニ感シ先非ヲ悔ヒ首出シテ罪ヲ待ツ者日ニ多キヲ加フルニ至レリ此際 ^訂 「是」(此)等ノ犯人ニ々々嚴刑ヲ当行スルハ深遠無涯ナル 皇徳ニ相副ハサルノ恐 ^削 「レ」アリ故ニ我刑法ニ於ケル内乱ニ関スル罪兇徒聚衆ノ罪官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪及台湾刑罰令第十三条第十四条ノ罪ニ対シ大赦ヲ行ハセラレンニハ台湾從來ノ住民ヲシテ天日ヲ拝スルノ思 ^削 「ヒ」アラシメ 皇威ニ服シ 皇徳ニ浴 ^訂 「シ」千古ノ皇室ノ良臣良民タラ「セ」シムル ^訂 「ハ」(ハ)敢テ難カラサルモノト相信候仍テ別紙ノ如ク大赦令御発布相成候様執奏方御取計相成度此段及稟申候也

年 月 日

拓殖務大臣宛

総督

削
「御発布案

朕 台湾及澎湖列島従来ノ住民ニシテ朕ノ徳沢未タ洽カラサルニ際シ誤リテ罪辟ニ陥リタル者ヲ憐ミ特ニ命
シテ左ノ条項ニ依リ大赦ヲ行ハシム

御名御璽

年 月 日

内閣総理大臣

枢密院議長

各大臣

台湾総督(5)

まず、この原案の鑑文書を見ると、「永久 一一ノ五 一号 三葉」とあることから、永久保存の一一門（警察監獄門）五類（赦免類）の一番目の文書である、法務部からの稟請であるため主務部は法務部であり、欄外に「急」と書かれていることから、至急の案件であった。しかし、一月二十六日に稟申し、軍務局長立見尚文（陸軍大将）の印・主務部の法務部長高野孟矩の花押・刑事課長服部甲子造の印、総督乃木希典の決裁印・民政局長であり総務

部長でもある水野遵の合議の花押が二つ・文書課長（代理）の佐野友三郎と文書課伊藤金弥の印（受付）、参事官大島久満次の合議印が押印されて、二月一六日に台湾総督が裁定し、同日発送されたため、決裁までに二日間を要していた。つまり、総督府内でもかなり異論が出されていたことがわかる。主務部である法務部での文書番号は、「法民発第五三二一号」・「民法第一一五号」と記載されていることから、法務部民事課発第五三二一号の案件で、民政局法務部第一一五号の件番号であり、この文書発送番号からは、四月に始まり三月を終わりとした年度で文書を纏めるため、法務部案件の文書が二月の時点で五〇〇件を超えており、比較的法務部からの審議案件の多さを物語っている。また、軍務局長（陸軍大将）の押印があるため当時の台湾総督府が軍政を敷いていたことを示している。

急ぎでありながら総督の決裁までに二日間も要し、監督官庁である拓殖務大臣へ送付された案件には、唐景崧と劉永福に附和随従した者の反抗をはじめとして土匪暴民が各地に集結蜂起して総督府の軍政および民政に敵対してその執行を妨害したこと、さらに多くの小さな暴動が起こった原因は、台湾は日本が領有する前の数百年間清国の統治下に属しその徳沢を受けていたということから、敢えて日本の皇化に浴する違のないことに起因しているため、一定の期間は監察すべき情状にあること、領台後天皇の聖徳を感じ、非を悔い自首した者たちが日を追って多くなってきたこと、これらの者たちを逐一厳刑に処するのは限りがなく、皇徳に副わないということ、そのため、内乱に関する罪、兇徒聚衆の罪、官吏の職務を妨害する罪、台湾刑罰令第十三条・第十四条の罪に対して大赦を行うことは、台湾住民をして天日を拝すると思われ、皇威に服し、皇徳に浴するは難しいものではないと、統治政策上の理由から大赦令の発布を求めたのであった。

この発布を求める理由の次に記載された括弧内の文書「御発布案」以下の文面は、この文面の上に紙を貼るといふ訂正方法を用いて削除されていた。この紙片を貼り付けて修正案を記す（空白は削除を指す）方法は、閣議案に

おける内閣法制局の修正方法と同じものであることから、本国政府における修正方法を用いたものと思われるが、他の案件には、このような形で修正処理がなされていないことから、天皇が下す「御発布案」という特別な処理であつたと見る事ができよう。

それは兎も角として、この発布案は、総督の決裁を受けるまでに削除されてしまふ。なぜならば、発布案を考へるのは、台湾總督府ではなく、上部の組織であり、発布案を閣議に提出することができる台湾總督府の監督官庁である拓殖務省の権限であるからにはかならない。拓殖務省が行う業務を台湾總督府が行つてしまつていたため、総督から拓殖務大臣へ送付する前に、この部分のみ削除したと考へられる。この御発布案を削除するかどうかという点と、このほかに数ヶ所訂正している部分があることから、台湾總督府内にて慎重に文面を考へ、検討されたことから二日間という日数を要することになつたのではなからうか。こゝして、「御発布案」は削除され、台湾總督府が提出した大赦令としての勅令案は、次の通りであつた。

【史料一 二】

勅令案

削
「勅令第 号」

第一条 本令発布以前二在リテ台湾及澎湖列島ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス

一 刑法第二百一十一条第二百二十二条第二百二十三条第二百二十五条第二百二十七条ノ罪

二 刑法第二百三十六条第二百三十七条第二百三十八条ノ罪

三 刑法第二百三十九条第二百四十条第二百四十一条ノ罪

四 明治二十八年台湾総督日令第二十一号台湾住民刑罰令第十三条第十四条^訂「二依リテ処断セラレタル」

(一) 罪

第二条 特別ノ規則命令ニ依リ処断セラレタル罪ト雖^削「一」其性質前条ニ記載シタル罪ト同一ナル^訂「者」

(モ) ハ之ヲ赦免ス

第三条 数罪俱発例ニ依リ処断セラレタル者最重ノ罪赦免ヲ得タル場合ト雖^削「一」他ノ罪ニ其効ヲ及ボサス

第四条 赦免ヲ得ルト雖^削「一」既ニ徴収シタル罰金材料及^削「二」没収シタル物件ハ還付セス

第五条 台湾総督八本令ノ施行ニ関シ必要ノ指揮ヲ為スヘシ⁽⁸⁶⁾

この勅令案は、一月一六日に総督が決裁をして、同日台湾総督府の監督官庁である拓殖務大臣へ送付された。しかし、国立公文書館の『公文類聚』や『公文雑纂』にも、その上奏案が収録されていない。察するに、該案件は台湾総督府から拓殖務大臣に送られた後、拓殖務省内での検討において認められず拒否されたのではないかと思われる。

台湾総督府の稟申に対して、拓殖務省は勅令案を認めなかった。つまり、拓殖務大臣が台湾総督から提出されたこの案件を受け取ったが認めず廃案とし、最終的に、拓殖務大臣は閣議にはこの勅令案を提出しなかったということになる。このことは、台湾総督は稟議案を閣議に提出することすらできないという何の権限もなく、すべては監督官庁たる拓殖務大臣が、そして本国政府が決定していたということを示している。

ここで史料論的な視点から注目したいのは、台湾総督府は廃案となった事案の文書を、そのまま保存している点である。認められた事案だけではなく、認められず廃案となった文書は、本国政府との関係におけるものであるこ

とから、総督府の意思を記録しておくことは、爾後の政策遂行にとって大きな意味を持つため、敢えて永久保存文書として保存してきたと考えられるからにはかならない。もつとも、新附の民たる異民族支配における懐柔策としての「恩赦」や「大赦」は、その後も重要な施策案として用いられていく。それであるが故に、廃案の事案ではあつてもその文書は後日の参考として残されることになつたのであろう。だが、この勅令案は、翌三〇年に発布されることになる。それが、皇太后崩御の大赦令の勅令第八号による台湾人への適用にほかならない。それは、内地法の延長でもあつた。

そもそも、この事案は、実は台湾総督府が大赦令を利用して混乱期状態にある台湾を治め(台湾人の反乱を鎮静化させる)ようとしたことに対して、拓殖務省又は政府が強く反撥したからではなからうか。その結果、この案を認めなかつた拓殖務大臣は、台湾総督府からの勅令案を閣議に提出しなかつたと考えられる。

こうして取り上げられないままの状態で年が明けた直後の明治三〇年一月一日に英照皇太后崩御の報があり、三日後の一月一四日に、拓殖務省参事官中村純九郎より法制局長官神鞭知常に、「目下台湾ノ在監囚徒ニシテ大赦ノ恩沢ニ浴スヘキ者ノ概数八式百余名ニ有之又土匪ノ帰順シテ命ヲ待ツ者ノ概数八千七百余名有之筈ニ承知致居候右不取敢及御答候也」と、台湾において大赦を待つ者が二〇〇名余りあり、帰順して命令を待つ土匪が一七〇〇名余りもいることを拓殖務省参事官が法制局長官へ回答していた。前述の、拓殖務省の承認を得ることが出来ずに撤回した大赦案に記されていた、収監される土匪が日々増えているという囚人たちが、ここでいうこの皇太后崩御において大赦の命を待つ者たちのことであらう。

漸く、大赦令という施策の条件が整つたことから、改めてそれを台湾に施行することになる。台湾総督府だけではなく政府も、領台当初の土匪に対して恩赦にて罪を赦すことにより、天皇の存在を、天皇の慈悲深さを、天皇の

寛大な心を、台湾人に知らしめようとした。台湾平定後も抵抗を続ける台湾人を力ではなく聖恩により懐柔するために、英照皇太后の崩御がその絶好の機会となつて利用されることになった。

ここで、さらに特筆すべき点が、朝鮮併合の際の恩赦令施行についてである。つまり、朝鮮併合では、併合を慶事であるとして恩赦が施行されたが、台湾領有の際には恩赦は施行されず、さらに、台湾総督府からの大赦令の稟議も認められなかったという点である。これは、台湾割譲の際の台湾人による反日抵抗が激しかった台湾と比べて、抵抗なく併合された朝鮮との違いであろうか。台湾領有当初の台湾総督府文書には、「戦乱⁽⁸⁸⁾」という文字が見受けられることから、戦時下にあつた当時の台湾との大きな相違があつたのではなからうか。

明治二九年における台湾総督府からの大赦令施行の案件は、監督官庁である拓殖務省により反故にされたが、英照皇太后の崩御により初めて台湾において施行されることになる。この台湾において施行された英照皇太后崩御による恩赦について見ていくことにする。

『公文類聚』第二編第一巻に綴られた皇室門の内廷類⁽⁸⁹⁾には、皇太后崩御に関わる文書が一七件綴られている。

- (1) 両院議長へ通牒 皇太后陛下崩御遊ハサル 一月二日
- (2) 閣令一 皇太后陛下崩御ニ付臣民ノ喪期ヲ定ム 一月二日
- (3) 閣令二 皇太后陛下崩御ニ付歌舞音曲ヲ停止ス 一月二日
- (4) 外務外二大臣へ通牒 皇太后陛下崩御ニ付半期^{マク}ノ礼ヲ執行セシム 一月二日
- (5) 御沙汰 皇太后陛下崩御ニ付死刑執行ヲ停止ス 一月三日
- (6) 閣告一 皇太后陛下崩御ニ付臣民喪期間ニ於ケル国旗掲揚ノ式ヲ定ム 一月三日

の後に、「明治三十年一月十九日」と続き、各大臣の署名の後に、次の勅令第八号の条文が記されている。

- 第一条 本令發布以前台湾ニ在リテ台湾ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス
- 一 刑法第二百一十一条第二百二十二条第二百二十三条第二百二十五条第二百二十六条第二百二十七条ニ該当スル罪
- 二 刑法第三百三十六条第三百三十七条第三百三十八条ニ該当スル罪
- 第二条 旧法ニ依リ処断セラレタル罪ト雖其ノ性質前条ニ記載シタル罪ト同一ナルモノハ之ヲ赦免ス
- 第三条 数罪俱発例ニ依リ処断セラレタル者最重ノ罪赦免ヲ得タル場合ト雖他ノ罪ノ効ヲ及ボサス
- 第四条 赦免ヲ得ルト雖既ニ徴収シタル罰金材料及没収シタル物件ハ還付セス
- 第五条 台湾総督ハ本令ノ施行ニ関シ必要ノ指揮ヲ為スヘシ

とあることから、この実際に施行された勅令第八号と勅令案（明治二十九年案）とを比較すると、第二表のようになる。

台湾総督府からの明治二十九年の勅令案には、刑法第一二六条は該当されない条項となっているが、施行した勅令第八号では該当しており、反対に、勅令案には、刑法

第二表 勅令第八号と勅令案の比較表

	勅令第八号 (該当するもの)	勅令案 (該当するもの)
第一条一	刑法121・122・123・125・126・127	刑法121・122・123・125・127
二	刑法136・137・138	刑法136・137・138
三	なし	刑法139・140・14
四	なし	明治28年台湾総督日令第二一号 台湾住民刑罰令第一三条・第一四条

(勅令第八号と勅令案から筆写作成)

第一三九条・第一四〇条・一四一条および明治二八年台湾総督日令第二一号の台湾住民刑罰令第一三条・第一四条が該当する罪とあるが、施行された第八号には該当していなかった。そこで、これらの施行されなかった条文内容が、明治二九年の勅令案が裁可されなかった理由の手がかりとなることから、問題となる条文を見ていくことになる。

刑法第一二六条は、「内乱ノ予備又ハ陰謀ヲ為スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス」というもので、内乱の謀議に加わりその準備を行っていた者、内乱を実行する前に自首した者への罰則条項であるが、台湾総督府の勅令案では外されていた。一方、施行された勅令第八号では、事前に自首した者へも恩赦対象者に加えるという、台湾総督府より一歩進んだ考えを示していた。それは、恩赦をより効果的にするという政策的判断があつたものと思われる。しかし、第一三九条から第一四一号の「官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪」⁽⁹²⁾は、台湾総督府のみならず本国政府の官吏の職務への妨害ということになり、「患沢ヲ施シ台湾新附ノ民ヲシテ浴ク皇化ニ霑ハシムル力為」の減刑には値しない罪と認めたため、対象としなかつたのではないかと推察される。

次に、明治二八年台湾総督日令第二一号台湾住民刑罰令第一三条・第一四条⁽⁹³⁾であるが、その条文は、次の通りである。

第十三条 左ニ記載シタル所為アル者ハ死刑ニ処ス

其予備陰謀ニ止ル者亦同シ

一 内乱ヲ起シタル者

- 二 政府ニ坑敵スル目的ヲ以テ官吏ヲ殺害シタル者
 - 三 軍隊軍艦々隊軍用船舶官庁ニ対シ党ヲ結ビ坑敵シタル者
 - 四 船舶兵器ノ工場船渠壘柵兵器彈藥其他戰爭ノ用ニ供スヘキ物件及軍事ニ関スル道路橋梁河溝港埠森林家屋船舶水道等ヲ毀壞シ又ハ火ヲ放チ之ヲ燒燬シタル者
 - 五 電信ノ器械柱木ヲ毀壞燒燬シ又ハ条線ヲ切断シタル者
 - 六 汽車鐵道又ハ其標識ヲ毀壞燒燬シタル者及ヒ汽車ノ往來ヲ妨害スル為メ危險ナル障礙ヲ為シタル者
 - 七 灯台浮標其他航海ノ安寧ヲ保護スル標識ヲ毀壞燒燬シタル者及船舶ノ往來ヲ妨害スル為メ詐偽ノ標識ヲ默示シタル者
 - 八 偽計又ハ威力ヲ以テ兵器彈藥其他軍用物件ノ運搬及郵便ヲ妨害シタル者
 - 九 兵器彈藥金穀物件ヲ敵ニ支給シタル者又軍隊軍艦々隊軍用船舶ノ動靜軍用品ノ集積所等ヲ敵ニ密報シ又ハ敵兵ヲ誘導シタル者
 - 十 間諜ヲ誘導助成シ又ハ隱避セシメ若クハ藏匿シタル者
 - 十一 俘虜ヲ逃走セシメ若クハ之ヲ切棄シタル者又ハ逃走ノ俘虜ナルヲ知テ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメタル者
 - 十二 軍隊軍艦々隊軍用船舶ノ嚮導ヲ為スニ當リ詐欺ノ所為アリタル者
 - 十三 造言飛語ヲ為シ又ハ喧噪呼号シテ軍隊軍艦軍艦隊軍用船舶其他官庁ノ靜肅ヲ妨害シ若クハ民心ヲ攪擾シタル者
- 毒物ヲ井泉河流ニ投シタル者及汚穢物ヲ投シ若クハ其他ノ手段ヲ以テ軍用ニ供スル淨水ヲ害シタル者

第十四条 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害シタル者ハ一月以上六年以下ノ懲役及ヒ拾円以上千円以下ノ罰金ニ処ス因テ官吏ヲ死傷ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

官吏ノ職務ニ対シ公然又ハ其目前ニ於テ侮辱シタル者ハ一月以上二年以下ノ懲役及ヒ五百円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

明治二九年の台湾総督府勅令案では、台湾において施行されるものと限定していたことから、この明治二八年台湾総督日令第二一〇号台湾住民刑罰令第一三条・第一四条の台湾特別法による刑罰恩赦をも対象としていたのである。しかし、勅令第八号の恩赦は基本的に新附の民だけではなく帝国臣民すべての犯した罪への大赦であるため、台湾において施行されている特別法である台湾住民刑罰令の条項を外したのではなからうか。

しかし、明治三〇年一月の本国および外地台湾での恩赦施行は、台湾総督府の監督官庁である拓殖務省において、内閣からの命令通りに施行してよいものかどうかの判断に窮することが起こる。それが、⑤の御沙汰についてである。この「御沙汰 皇太后陛下崩御ニ付死刑執行ヲ停止ス 一月三日」⁹⁴とは、一月二日付けで、内閣総理大臣より司法大臣・陸軍大臣・海軍大臣・拓殖務大臣に宛てて伝達されたもので、「皇后陛下崩御ニ付本日ヨリ十五日間及御葬棺御埋棺当日死刑執行ヲ停止スヘシ」というものであった。これに対して、樺山拓殖務大臣秘書官は内閣書記官に宛てて一月一四日に「御沙汰書写御送付相成拝読仕候該日附既往二遯里十二日ト相成居候ニ付台湾之方差支無之否御照会之処右ニテ故障無之候事可然御取計被下度此段及御回答候」とする回答書を送っている。

この点について、『明治天皇紀』第九巻の明治三〇年一月二二日には、「本日より十五日間及び御葬棺・御埋棺当日死刑の執行を停止せしめ、尋いで十四日勅令を以て、其の令発布日より五日間 台湾に在りては其の令到達の日

より起算、並びに御発棺・御埋棺当日定役に服すべき囚徒の服役を特に免ぜしめたまふ」とあることから、台湾では大赦令到着の日から起算して囚徒の服役が免除されていたのであった。

三、恩赦における各県からの報告と台湾住民の感情

最後に、各県から台湾総督府への恩赦に関わる報告において、どのような内容を報告していたのかを見ていくことにする。ここで取り上げる文書は、「台湾総督府公文類纂」に綴られた英照皇太后崩御による大赦に関わる一四件の文書である。

- (1) 皇后陛下崩御二付キ大赦令発布ニ関する内訓(第三四文書)
- (2) 皇后陛下崩御ニ関スル民政局長通達(第三五文書)
- (3) 大赦令施行後人民ノ感情報告方通達(第三六文書)
- (4) 大赦令及減刑令ニ関スル諭告(第三七文書)
- (5) 大赦令及減刑令発布ニ関スル拓殖務次官内牒(第三八文書)
大赦令執行ニ関スル心得方
大赦令中正誤方ニ付キ拓殖務次官へ申進
- (6) 台北監獄署大赦令及減刑令執行概況(第三九文書)
- (7) 新竹監獄署大赦令及減刑令執行概況(第四〇文書)

- (8) 宜蘭監獄署大赦令及減刑令執行概況（第四一文書）
- (9) 減刑令執行方疑義台北東伺並各地方庁へ通牒（第四二文書）
- (10) 澎湖島監獄署減刑令執行概況（第四三文書）
- (11) 台中県管下監獄署減刑令執行概況（第四四文書）
- (12) 台南県管下監獄署減刑令執行概況（第四五文書）
- (13) 大赦令及減刑令執行表（第四六文書）
- (14) 大赦令及減刑令ノ恩典ニ浴シタル者及一般人民ノ感情（第四七文書）

これらの文書のなかで、特筆すべきものは③の第三六文書と⑭の第四七文書の人民の動向を報告した文書である。なぜなら、日本のことを殆ど知らない台湾住民に、恩赦という近代法による特例を施すことによつて人心を収攬し、中国の皇帝制に代わつて天皇制を浸透させることによつて日本の統治に服従させるといったための施策の効果を確かめるものであることから、次の施策を立案するためにも重要な文書ということになる。台湾總督府は、一月二八日に實際の状況を把握するため、各地方庁の首長に調査方を指示する。それが、次の③の第三六文書である。

今般大赦令ヲ公布セラル、ノ御内議アリ愈発表セラレ俱上八人民ノ感情如何ヲ知ルハ誠ニ必要ノ事ト被存候ニ付補（発表ト同時ニ）左案ノ通訂「内務部」（民政局）長ヨリ三県知事島司へ通牒相成可然哉予メ仰高裁

として、恩典に浴したる者と一般人民の感情を詳細に報告するように指示した通達を台北・台中・台南の三県およ

び澎湖島庁に送っている。しかし、この通牒への返信はこの文書には綴られていない。その回答となる詳細な報告書が、(14)の第四七文書「大赦令及減刑令の恩典ニ浴シタル者及一般人民ノ感情」ということになる。

まず、この通牒文であるが、通牒書を書いたのが内務部の職員で、本文内と最後の差出人の二箇所には、内務部長と記述した後にその上から線を引き訂正印を押して民政局長と書き加えていることから、当初は内務部長からの通牒としようとしていたのがわかる。それが変更されたのは、各県知事及び庁長への調査指示ということから、行政事務のトップである民政局長からの指示の方が相応しいからということではあるが、このことは台湾総督府内部の職掌が未だ確立していなかった草創期の実態を表している。

ここで、第三六文書の通牒に対する報告である第四七文書を見ると、明治三〇年二月一八日に「大赦令発布ニ対スル一般人民並ニ赦免ノ恩典ニ浴シタル者ノ感情報告」と目次に書かれた件名「大赦令及減刑令の恩典ニ浴シタル者及一般人民ノ感情」とは、「一般人民」と「赦免ノ恩典ニ浴シタル者」との順序が反対になっていた。この違いは、起草者の違いによる相違と、内容的な理由によるものとが考えられる。目次による表記は、簿冊として編綴した際に付したものであり、主務課が付けた件名と編綴する際に文書課において付ける件名とが異なっていたということであるが、このことは主務課の視点と文書課の見る視点とが異なっていたということを表している。さらに、この文書の最後には、赤字で、平野貞次郎警保課長が、「本件取纏ノ上拓殖務省へ報告ノ筈ニ有之候」と記していることから、一般住民と赦免の恩典を浴したる者の感情を纏めて拓殖務省へ送り、台湾においてこの大赦令を漢族系住民がどのように受けとめられていたのか、恩典が台湾住民にどれほどの影響を与えたのかといった政策的効果の状態を、拓殖務省の官僚はもとより本国政府が知ろうととしていたことを示唆している。まさに、領台当時の激しい抗日武力抵抗と、台湾領有に対する内外から擲擧されていた初めての植民地支配に対する危惧を抱いていた政

府にとって、民心收攬という目的をもった大赦政策の効果を把握することは極めて重要なことであつたといえよう。このほかに、(3)の第三六文書を文書情報の観点から見ると、この文書がなぜ永久保存文書の簿冊に綴られているのかという点が疑問として残る。なぜならば、この文書は、十五年保存文書だからである。この文書が作成された当初は永久保存として扱う予定であつたのであろう。なぜなら、永久文書で使用する「永久」のスタンプが押されているからである。しかし、「永久」の文字の上に墨で「十五年」と書いており、さらに、この文書には、「十一門 赦免 十五年」と墨書きされた下げ札が貼り付けられている。このことから、これは十五年保存文書であつたことがわかる。勿論、このほかの文書で、永久保存文書から十五年保存文書へ変更された文書、反対に、十五年保存文書から永久保存文書に変更された文書もあるが、いずれにしても書き直した保存年限の簿冊に綴られており、そのように綴られていなければならない。しかし、この第三六文書は、十五年保存に変更しているにも拘わらず、永久保存文書の簿冊に綴じられている。そこで、十五年保存文書の簿冊に皇太后崩御に関する文書が綴じられているかどうかを調べてみたが、管見したなかでは見つけることは出来なかつた。

「十五年保存」とは、有期保存文書のことであり、「十五年」経た後に、廃棄処分する文書である。このため、「永久保存」と「十五年保存」の選別基準がある。しかし、文書保存規則には、個別事象などの分類基準は規定されていない。明治二十九年における永久保存文書は第一種といい、「法律命令ノ制定更正又ハ非常特殊ノ処分其他例規ノ基トナルヘキ文書及歴史ノ徴候トナルヘキモノ」⁽⁹⁷⁾で、十五年保存文書は第二種といい、「法律命令ノ執行ニ関シ例証ヲ挙げ訓令、指令、通牒回答シタル文書及諸達稟議報告ノ類ニシテ六七年間参照ノ必要アリト認ムルモノ」⁽⁹⁸⁾であることから、この永久保存文書と十五年保存文書との文書分類の違いは、法律命令の制定や更正の文書、例規の基となる文書、歴史の徴考となる文書なのか、法律命令の執行に關し例証を挙げ訓令、指令、通牒回答する文書、

諸達稟議報告の類にして六七年間参照する必要のあるものかどうかということになる。では、六・七年という期間が本当に一般行政事務において妥当であるかどうかという疑問が出てくる。台湾総督府としては、六・七年参照するだけでなくさらに一〇年、一五年後に参照することになるかもしれない。同様の事件や行事が起こる事を想定して保存するならば、期限を設定する必要があるものかどうかといった疑問もある。この第三六文書は、皇太后崩御の記録であることから、この他の皇太后崩御に関わる文書とともに綴じること、つまり永久保存文書として綴じらることを選んだのではなからうか。この保存年限の問題、永久保存文書と十五年保存文書の異なる点については、これまでに、「恩赦文書から見る台湾総督府の文書管理」⁹⁹⁾において、大正一二年に行われた摂政宮裕仁皇太子の台湾行啓の際の恩赦および減刑の記録からこの問題についても考察してきた。これについては、恩赦の文書のみならず、あらゆる文書において調査する必要があることから今後の課題としたい。

さて、第四六文書から、大赦令および減刑令の執行数について見ていく。次の第三表は、大赦令の罪名と人数を台北・新竹・宜蘭・台中・彰化・苗栗・雲林・埔里社・台南・

第三表 大赦令執行表

法院 罪名及人員	内乱罪 (人)	兇徒聚衆ノ罪 (人)	計 (人)
台北地方法院	5	1	6
新竹地方法院	4	0	4
宜蘭地方法院	1	0	1
台中地方法院	0	0	0
彰化地方法院	2	0	2
苗栗地方法院	3	0	3
雲林地方法院	4	0	4
埔里社地方法院	0	0	0
台南地方法院	7	0	7
嘉義地方法院	0	0	0
鳳山地方法院	16	7	23
恒春地方法院	0	11	11
澎湖島地方法院	0	0	0
合計	42	19	61

(⁹⁹⁾明治三十年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第十五巻：第四六文書から筆者作成)

第四表 減刑令執行表

各法院 刑名	新法院ニ於テ裁判シタルモノ						旧法院ニテ裁判シタルモノ				
	死刑	無期徒刑	有期徒刑	重懲役	輕懲役	重禁錮	輕禁錮	死刑	懲役六年以上	懲役六年以下	計
覆審法院	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
台北地方法院	0	2	1	3	1	131	0	0	3	17	158
宜蘭地方法院	0	0	3	2	0	4	0	0	1	1	11
新竹地方法院	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	22
苗栗地方法院	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	7
台中地方法院	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10
彰化地方法院	0	1	5	1	0	12	0	0	0	0	19
雲林地方法院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埔里社地方法院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嘉義地方法院	0	0	0	0	1	26	0	0	1	3	31
台南地方法院	0	1	3	1	0	51	0	0	1	3	60
鳳山地方法院	0	6	10	3	1	37	0	6	3	3	69
恒春地方法院	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7
澎湖島地方法院	0	0	1	0	0	10	0	0	0	0	11
合計	0	10	23	10	4	321	0	6	9	27	410

（『明治三十年台湾總督府公文類纂甲種永久保存第十五卷：第四六文書から筆者作成』）

備考 表中旧法院ト八軍制中ノ組織ニ係ル法院ニシテ日令二十一号即台湾住民刑罰令ヲ適用シ処断シタル者ヲ云フ又新法院八即昨年五月律令第⁸⁷〔四〕（一）号ニ依リ法院⁸⁷〔新〕（開）設后処断セラレタルモノヲ云フ
 浴典者総數四百十名ノ内内地人八五十二人ニシテ他^マ土人ナリ
 減刑ノ結果赦免セラレタル者總計四十六人也⁽¹⁰⁰⁾

嘉義・鳳山・恒春・澎湖島の各地方法院別に纏めたものである。内乱罪が計四名で、兇徒聚衆ノ罪が一九名で、合計六名であった。第四表は、覆審法院を含む台北・新竹・宜蘭・台中・彰化・苗栗・雲林・埔里社・台南・嘉義・鳳山・恒春・澎湖島の各地方法院別に分け、新法院と旧法院における刑の種類別に分類したものである。

これらの表からは、大赦令執行表を見ると、大赦数の多い地域は内乱罪が一六名の鳳山地方法院であるが、減刑令執行表の新法院を見ると、台北が多く、次いで台南、鳳山と続く。旧法院を見ると、台北地方法院の一七名が最も多いが懲役六年以下の刑罰であることから重いものではない。台北地方法院に最も多い重禁錮の刑に服していた者は、一三一名と多

く、次いで台南の五一名である。しかし、死刑判決は内乱罪受刑者の鳳山の六名であるが、旧法院での裁判であるため、領台当初の戦乱期での判決であろう。

明治三〇年三月二日に「大赦令発布ニ付赦免ノ恩典ニ浴シタルモノ、状況及一般人民ノ感情視察ノ要項別紙ノ通台北県知事ヨリ報告ニ付供高覽」として、台北県知事橋口文蔵より二月二六日付にて、「大赦令ニ依リ赦免セラレタル刑事被告人ノ挙動」と「大赦令ニ依リ減刑ノ恩典ヲ受ケタル者ノ挙動」についての報告が民政局長水野遵になされている。続けて、二月二七日には、文山堡草埔庄ほかの土匪一三一一名（減刑令執行表にある最も人数が多かった新台北地方法院での重禁錮刑である）が景尾街警察署において大赦令が執行され、「二月三十一日以前ニ於ケル兇徒嘯集犯ニシテ真心悔悟ノ情アルモノト認め」て、「将来ノ心得方等ヲ戒諭シ夫々」を解放した旨と一三一一名全員の住所・氏名・年齢を記載し、橋口県知事から台湾総督乃木希典へ報告している。

次いで、台南県知事磯貝静蔵から水野民政局長への報告は、五月一三日に、「大赦令ニ依リ赦免セラレタルモノニ対スル取扱方ニ付テ」は内訓を發して「懇切取扱ハシメ来リ候処ニ恩典式執行以來三月三十日ニ至ルノ間取扱及視察ニ係ル狀況」を次の第五表により報告している。

この第五表にある謹慎者の一四名については、台南県は「赦免出獄後天恩ノ渥キニ感シテ、或るものは農業に、或るものは商業に従事しており、頗る謹慎を表し再び犯罪を起こす形跡がないと報告している。しかし、所在不明者の一三名については、「恩典ヲ蒙ルムニ

第五表 台南県大赦後の状況報告

国事犯	10	謹慎	7	所在不明	2	死亡	1
常時犯	17	謹慎	7	所在不明	10	死亡	0
軍隊坑敵	1	謹慎	0	所在不明	1	死亡	0
計	28	謹慎	14	所在不明	13	死亡	1

(明治三十年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第十五巻：第四六文書から筆者作成)

至リタルモ之レニ感シタルノ模様ナク」と、或るものは土匪の群に入り、或るものは強盜竊盜の仲間と組し各所を徘徊し、一定の住所を持たず山中に住み村々に出没しては横行を極め民財を掠奪していると、また、未就捕の犯人や逃して山中にある匪徒に対しては、告諭により大赦令の執行を発表しているが反応がなく、そのため、地方の名望家または資産家を通じてその旨を伝え、速やかに帰順して正業に就くことを努めるよう勧誘しているが、遅疑逡巡し、帰順する者がいないと、大赦の恩典に感じていない模様が見えず、頗る疑惑の形跡あるのみであると報告している。最後には、「却テ悪意ヲ増長シ一層ノ悪意ヲ逞スルモノ、如シト云ヘリ」と結んでいることから、台南においては、大赦令の執行は匪徒の悪意を増長させただけだったと捉えている。

次いで、明治三〇年三月一六日に台中県からの大赦令発布後の民間の状況についての報告がなされた。この台中県の鑑文書に書かれた文書には、「秘」のスタンプが押されていることから、秘密文書として取り扱っていたことがわかる。

台中県では、三月一日に台中県知事村上義雄(16)から未だ大赦令の発布およびその報告があることも知らない者が多く、恩典に浴し赦免出獄した者は雲林監獄において僅かに四名で、この四名も赦免の当時は深く反省していたと思われるが真心悔悟したと認められないこと、聖諭を伝えようと街庄長や堡長とともに努力しているが、この地方の大半は、明治二八年の戦乱以来匪徒討伐が行われたため、当時の民心が未だ鎮静していないことなどの理由により、直ぐには聖恩の優渥なるを感謝するには難しいであろう、と報告していた。

澎湖島庁からは、澎湖島島司の伊集院兼良が三月一日付けで、大赦令において赦免の恩典に浴した者がいないことが報告されている。

このように、台湾総督府は、台北・台中・台南の三県と澎湖庁の一庁からの報告を取り纏めて、拓殖務大臣への

報告を行っていた。これらの各県からの報告を見る限りにおいて、各県が使用する用紙が異なっていたことから、県内のどの部署が主務課となって文書を作成しているのかによって取扱方が異なっていたことがわかる。例えば、台北県では台北県警察用の用紙を使用し、台南県・台中県および澎湖島庁は、県または庁の用紙を使用していたことから、台北では警察が、他県では行政が報告を行っており、各地方によって報告する部署が異なっていた。これは、各県のそれぞれの部署の業務の分擔量などに合わせて、業務分掌が定められていたことを示している。

さらに、台湾総督府において纏められ、拓殖務大臣に報告されたこれらの各県からの報告書には、大赦令および減刑令により、赦免の恩典に浴した者および一般人民の感情や恩恵を受け、出獄した後の囚人の挙動についてまも報告していた。その報告内容とは、

彼等八^補(赦免ノ初) 喜色满面ニ溢レ親族旧友ノ訪問スルアレハ皇恩ノ厚キヲ吹聴シ且曰ク日本政府ハ常二本島住民ニ対スルニ公平ニシテ偏頗ナク慈惠ヲ主ト^訂「シ其仮装ナラサルヲ認ム」(セリ) 今斯ノ恩典ニ浴スルニ至リタルハ所謂一視同仁ノ徳沢トシ^印

と、赦免の当初は、日本政府の本島住民に対する公平にして偏波なく慈恵を主としてしていると、恩典に浴するに至っては、一視同仁の徳沢だとしていた。しかし、謹慎を表しているとはいえず、不穏な言動もあることから、出獄後逃亡した者・土匪の群に入った者・強盗窃盗の仲間に加わった者・各所に徘徊出没し一定の住所を持たず良民を害した者などは、悪意を逞しくする傾向があることから、彼等を細別して、次のように報告していた。

第六表の出獄後の謹慎状況とともに報告された内容から窺えるように、台南県では不穏な動きがあることが報告

第六表 出獄後の謹慎状況

県別 種別	謹慎セシモノ		謹慎セサルモノ		逃亡セシモノ		清国へ帰航セシモノ		死亡セシモノ		小計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
台北県	13	0	1	0	5	0	5	0	0	0	24
台中県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
台南県	14	0	0	0	13	0	0	0	1	0	28
澎湖島庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	31	0	1	0	18	0	5	0	1	0	56

(明治三十年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第十五巻：第四七文書から筆者作成)

されていた。逃亡者が多い台中県では、明治一八年の戦乱の印象が強く、聖恩の優渥なるを感謝するにはまだ日が浅かったといえよう。一方で、一般人民の感情として、内地人は固より本島人においても、皇恩優渥にして寛大な慈悲に感激しない者はいなかったと、さらに、奥地においては、街庄長などが趣旨伝達に奔走したため、山中の犯人にまで大赦の恩典を浴した者が、一〇五〇人以上になったという報告もあつた。

この皇太后崩御における大赦令施行についての記録文書は、台湾総督府が作成した文書だけでなく、このように台湾総督府へ報告した各県からの報告書がある。さらに、台北県と台南県においては、県知事決裁の文書を纏めた簿冊、『台北県公文類纂』と『台南県公文類纂』のなかにも綴られている。これらは、県から庁への再編の際に本府である台湾総督府に移管されたものであるが、最後に、この県の公文書を見ていくことにする。明治三〇年一月二三日台湾総督子爵乃木希典より知事および島司へ、「皇太后陛下 崩御ニ付大赦令ノ恩恵ニ浴シ赦免セラルルヘキ者取扱方左ノ方法ニ依リ令旨ノ徹底スル様取計フヘシ」との内訓がなされる。

ここに示された赦免される者の取扱方とは、まず、第一に、地方長官は赦免者の性質犯罪の種類により軽重を量ること、その重き者に対しては赦免後よく令旨を訓戒感化せしめて再び不良の徒族とならないように保護する方法を立てること。第二に、罪を犯し未だ捕に就かざる者に対して速やかに令旨を伝告し赦免後よく令旨を

訓戒感化せしめて再び不良の徒族とならないように保護する方法を立てること。第三に、注意すべき者については、時には警察官を家へ派し恩恵の徹底する様注意すること。第四に、赦免された者の挙動を当分の間、毎月一回翌月一〇日までに民政局長に詳細を報告するようにというものであった。同日、水野民政局長より橋口台北県知事へ、「大赦令ニ依り赦免セラレタル者取扱方ニ付キ^補(民)内訓「訓」第一二六号ヲ以テ内訓相成候ニ付キ其取扱方法順序八夫々御計画可有之候得共尙左ノ事項ニ依り御斟酌相成度此段申進候也^⑩」と、第一に、常時犯にして減刑により赦免の者または大赦に浴したる者でも人物順良にして地方の安寧を害することがないと認めたる者に対してはこの内訓の取扱は要しないこと、第二に、未捕の犯人に伝告するには最も確実な方法を取るために山中の匪類にして恩に感じ真心悔悟する者もいることから次の方法で伝達するとして、一つに地方の名望家または資産家を伝告者とする^⑪こと、二つに赦免にて出獄した者の内順良な者を伝告者^⑫とすること、三つに大赦令の発布につき告諭を発し旨を周知すること、四つに大赦令および告諭を速やかに各地に配布する方法を設けることを提案している。そして、第三に、赦免者監視の方法については警察官吏の配置なき場所には憲兵隊に通知し注意せしむること、第四に、赦免者の出獄前において司獄官をして令旨を訓誡し、感化せしむる方法をとることなどが伝えられた。

乃木総督からの内訓および水野民政局長からの申進の二日後に、台北県として管内の支庁長へ内訓第三号を発していた。水野民政局長よりの第二の伝告方の三つ目の方法として、一般人民に向けての告諭は謄写し掲示することと、赦免者挙動報告表を作成し、毎月、各警察署長もしくは憲兵隊の分屯長からの報告を受けるといふものである。これらを纏めたものが、台北県の文書であり、台北県からの報告書は一月から二月までの一年間分の報告書として、纏められていた。

『台南県公文類纂』では、「皇太后陛下崩御二関スル一件書^⑬」として纏められているが、このほかに告示案とし

て明治三〇年二月二六日に「大赦及減刑ノ恩惠ニ関スル告諭第二号八告示ヲ要スル旨トス」¹¹⁾と、号外の「台南県報」が綴られており、明治三〇年三月三日付で、鳳山支庁令井武夫内務課長より、「告諭第二号揭示方東港憲兵屯所長へ依頼案」としての県報の揭示依頼の文書が添付されていた。しかし、「皇太后陛下崩御ニ関スル一件書」として纏められていたのは、この一冊だけではなかった。同じ件名で「皇太后陛下崩御ニ関スル一件書」¹²⁾が別の簿冊に纏められていた。この二冊を比較すると、簿冊番号九七七〇の文書は、元台南県下の鳳山支庁の文書であり、簿冊番号九七五二の文書は、元台南県下の嘉義支庁の文書であった。このことから、県の文書とはいえども、台北県は県の公文書であり、台南県は支庁の公文書ということになる。「台北県公文類纂」と「台南県公文類纂」との文書内容、レベルの違いはこの点にあることになる。台北県では、各支庁長等から詳細な報告書が提出されているのは、台北県が県の公文書として報告を受けて纏めたためである。台南県の文書にはそのような報告書が見当たらない。それは支庁の文書だからである。台南県が旧県文書として台湾総督府に移管される際に、二度に分けて移管されたこと、台南県の二つの簿冊が、臨時文書編纂委員柳田方吉によって編纂されていることから、台南県において編纂された上で移管されたものではないことを示している。これらの旧県文書については、この点を含めて今後の課題としていきたい。

ここでは、台湾総督府公文類纂に綴られた恩赦に関する各県から台湾総督府への報告および旧県文書に綴られた支庁から県への報告書から恩赦の執行並に住民や匪徒の感情について見てきたが、匪徒刑罰令による刑の執行が減少していくなかで、大正三年の昭憲皇太后崩御の際の恩赦執行において、台湾総督府は、匪徒の囚人に対して、『大正三年台湾総督府事務成績提要』第二〇編の第四章民政部法務部の項目「囚情」¹³⁾の欄に、次のように記していた。

囚情 近年在監者ノ減少スルニ從ヒ行刑処遇ノコト漸ク周密ヲ加ヘ来リ大正元年ノ恩赦ニ依リ減刑セラレタル者続々出監シ尚ホ畏レ多クモ 昭憲皇太后陛下崩御ニ丁リ広ク減刑ヲ行ハセラレタル為メサラヌダニ獄底ノ匪囚其ノ恩ニ感泣シ囚状極テ平穩ニシテ各其ノ非ヲ悔ヒ行刑ノ効果大ニ顯ハレタリ

と、大正元年の明治天皇の崩御に続き、昭憲皇太后の崩御により、減刑が広く実施されたことから、匪徒の囚人もその恩恵を受けたことに対して感泣し、極めて平穩であり、自らの非を悔いていること、このことは、恩赦による減刑と行刑の大きな効果であることを示していた。さらに、それだけでなく、これが、総督への報告書である『事務成績提要』において記すことにより、法務部の行刑成果であることを示そうとしたのではなからうか。

おわりに

本論では、明治二九年と翌三〇年における恩赦に関する記録を見てきた。まず、明治二九年の恩赦の稟議は台湾総督府内で決定され本国政府に送られたものの、監督官庁である拓殖務省において認められず、結局閣議に提出されることもなかった。それは、制度運用上の理由により、あまりにも露骨な政治的な利用による恩赦を行うという要請を認めなかったためと思われる。つまり、慶事でも弔事でもないにもかかわらず、日本の領有に激しく抵抗した漢族系住民を懐柔する政策の一つとして唐突に恩赦を行うという総督府の提案を、政府は認めることはできなかったのではなからうか。この点について、拓殖務省文書が残っていない現状においては正確には分からないが、考えられることは、かかる台湾総督府からの稟議、つまり台湾総督名による稟議を、如何に監督省であるとはいえ拓殖

務省だけで処理することは考えられないことから、その恩赦案を内閣法制局や内閣書記官など関係機関や関係者と協議して、不許可の決定を下したのではないかということである。だが、その約一ヶ月後の皇太后の崩御という甲事が起こり、改めて台湾総督府による恩赦案が浮上し、「ここに台湾において初めての恩赦が施行されることになる。この恩赦執行の特徴は、領有の際に抵抗していた土匪および匪徒刑罰令違反者に対して行われたことにある。まさに、台湾総督府の意図したものが、偶然に実現することになった。

さらにこれらの記録から、台湾総督府は、赦免を知らない者たちに対して、街庄長や堡長、名望家や資産家の協力のもとで令旨の伝達を行うなど、あらゆる手段を講じて、山中の奥に住む台湾人すべてに対して、懐柔政策を行うおうとしていたことがわかる。台湾総督府としては、いかにして新附の民である台湾人を懐柔していくのかに統治能力が問われることを領有当初から意識していたのではなからうか。

その後、明治天皇崩御から大正の大礼の恩赦執行、昭憲皇太后崩御による恩赦執行、植民地への初の行啓である大正二年の摂政宮裕仁皇太子の台湾行啓の恩赦執行、大正天皇崩御から昭和の大礼の恩赦執行と、台湾人の懐柔政策としての恩赦は、台湾においても引き続き行われていった。

恩赦の記録については、「恩赦文書から見る台湾総督府の文書管理」¹⁴⁾において、大正元年から大正四年にかけての明治天皇の崩御から大正天皇の即位の御大典における恩赦の文書が、「永久保存」文書として綴られており、大正一二年の摂政宮裕仁皇太子の台湾行啓における恩赦の文書が、「十五年保存」文書として綴られている点について明らかにしてきたが、本稿において取り上げた明治三〇年台湾総督府公文類纂甲種永久保存文書からも、「永久」を「十五年」と書き換えた文書を永久保存文書の簿冊に編綴するという事例を見つけることができた。有期限文書である「十五年保存」が廃棄されずに残っていること、永久保存文書とともに編綴されていること、偶々結果と

して残ってしまった文書とも言えるが、永久に保存すべき文書としての「永久保存」との境界線を探るために、今後の課題として、改めて十五年保存文書とはいかなる文書であったのかを論じていきたい。

さらに、最後に取り上げた旧県文書には、県の公文書と支庁の公文書が混ざり合って存在していることがわかったことから、旧県文書についての考察を進めていきたい。

【註】

(1) 『国史大辞典』によると、恩赦とは、「国家元首の特権によって公訴権を消滅させ、または刑の言渡し of 効力の全部または一部を消滅させることをいう。恩赦には、(一) 政令で罪の種類を定めて行われ、有罪言渡しの効力または公訴権を消滅させる「大赦」、(二) 有罪の言渡しをうけた特定の者に対して行われ、有罪言渡しの効力を失わせる「特赦」、(三) 刑の言渡しをうけた者に対して罪もしくは刑の種類をさだめて、または刑の言渡しをうけた特定の者に対して行われ、刑の減輕または刑の執行の減輕の効力をもつ「減刑」、(四) 刑の言渡しをうけた特定の者に対して行われる「刑の執行の免除」、(五) 有罪の言渡しをうけたため法令により資格を喪失または停止された者に対して、要件を定め、または特定の者に対して行われ、資格回復の効力をもつ「復権」とがある。内閣が決定し、天皇が認証して行う。恩赦法に詳細な規定がおかれている。」とある(『国史大辞典』第二巻、国史大辞典編集委員会・吉川弘文館、昭和六一年六月二〇日、九七三頁)。

(2) 「大畏二附キ大赦ノ件」(御署名原本・明治三〇年・勅令第八号、レファレンスコードA03020275000)。

(3) 「恩赦55万人閣議決定」(毎日新聞『朝刊』二〇一九年一〇月一九日、一頁)。

(4) 法務省 http://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogoo8_00006.html 参照。

(5) 同上。恩赦の種類について、「恩赦は、行政権によって、国家刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、又は裁判の効力を変更若しくは消滅させる行為であり、憲法第7条及び第73条に基づき、内閣が決定し、天皇が認証することとされている。恩赦法において、政令をもって行う恩赦(政令恩赦)と個別に行う恩赦(個別恩赦)の2種類が定められている」。

- 「(1) 政令恩赦 政令で恩赦の対象となる罪や刑の種類、基準日等を定めて、その要件に該当する者について一律に行われるもの。大赦、減刑、復権の3種類があり、実施される恩赦の種類ごとに大赦令、減刑令又は復権令が公布される。」
- (6) elaws.e-gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/Js0500/detail?lawId=322AC0000000020 「恩赦法」、昭和二十二年法律第二十号、最終更新・平成二五年六月一九日公布法律第四九号改正「刑法等の一部を改正する法律」第九條 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを行わない。」
- (7) 前註(3)同掲。
- (8) 「本島二大赦令発布ノ件稟申」(『明治二十九年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第七卷』第二九文書、簿冊番号〇〇〇六一、台湾総督府民政局用一三行×2朱罫紙三枚に墨筆)。
- (9) 伊藤博文著『皇室典範義解』、国家学会、明治二二年四月二四日、一三三頁)。
- (10) 「御元服大礼ニ付朝敵及大逆無道ヲ除ク外一切天下ニ大赦ス」(件番号一三、太00203100、レファレンスコードA15071441700 第六類太政類典・第一編・慶応三年〜明治四年・第二〇三卷・治罪・赦宥一)。
- (11) 「御即位大礼及改元ニ依リ九月八日ノ現犯大罪ヲ除ク外総て罪一等ヲ減ス」(件番号四、太00203100、レファレンスコードA15071440800 第六類太政類典・第一編・慶応三年〜明治四年・第二〇三卷・治罪・赦宥一)。
- (12) 「大赦令施行」(勅令第一二二号、『官報』号外、明治二二年二月一日、一頁)。
- (13) 「朕茲ニ大喪ニ丁リ恵沢ヲ施サム力為特ニ命シテ左ノ条項ニ依リ減刑ヲ行ハシム」(勅令第七号、『官報』明治三〇年一月三一日号外、一頁)。
- (14) 「朕茲ニ大喪ニ丁リ恵沢ヲ施シ台湾新附ノ民ヲシテ浴ク皇化ニ霑ハシMEM力為勅令第七号ニ依リ減刑ヲ行ハシムルノ外仍左ノ条項ニ依リ特ニ大赦ヲ行ハシム」(勅令第八号、『官報』明治三〇年一月三一日号外、一頁)。
- (15) 「皇太后陛下 崩御遊ハサレシニ付普通犯罪ニ八刑一等ヲ減シ特ニ台湾住民ノ国事犯及兇徒聚衆ノ罪ハ之ヲ大赦シ給フ謹テ惟ミルニ」(『官報』第四〇八八号、明治三〇年二月二〇日、二二六頁)。

- (16) 「本年勅令第七号及同第八号ニ依リ台北県各監獄署ニ於テ赦免又ハ減刑セラレタル者左ノ如シ」(『官報』第四一〇〇号、明治三〇年三月六日、八二頁・八三頁)。
- (17) 「朕茲ニ朝鮮ヲ統治スルノ始ニ方リ愚沢ヲ施サム力為左ノ条項ニ依リ特ニ大赦ヲ行ハシム」(勅令第三五号、『官報』号外、明治四三年八月二十九日、八頁、一〇頁)。
- (18) 「本年勅令第三百二十五号大赦ニ関スル件施行手続左ノ通定ム」(統監府訓令第一七号、『官報』第八一六三号、明治四三年八月二十九日、六六頁)。
- (19) 「詔書 恩赦令」(詔書、『台湾總督府報』号外、大正元年九月一日、一頁。「詔書抄録」(大正元年九月三日官報号外)、『台湾總督府報』第三六号、大正元年九月二日、六二頁)。
- (20) 「恩赦令」(勅令第三三三号、『官報』号外、大正元年九月二六日、一頁・二頁。『台湾總督府報』号外、大正元年九月二六日、一・二頁。正誤、『台湾總督府報』第四五号、大正元年一〇月四日、一四頁)。
- (21) 「大赦令」(勅令第二四号)、『官報』号外、大正元年九月二六日、二頁・三頁。『台湾總督府報』号外、大正元年九月二六日、二・三頁。正誤、『台湾總督府報』第四五号、大正元年一〇月四日、一四頁)。
- (22) 「諭告」(台湾總督府諭告第一号、大正元年九月二六日、『台湾總督府報』号外、三頁。『官報』第六〇号、大正元年一〇月一日、二六〇頁)。
- (23) 「大正元年勅令第二十四号大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其ノ執行ヲ了リ若ハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其ノ遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ証明ヲ受ケムトスル者ハ刑ノ言渡ヲ為シタル法院ノ檢察官ニ之ヲ申出ヘシ」(告示第二九号、『台湾總督府報』第四〇号、大正元年九月二八日、八〇頁。『官報』第六〇号、大正元年一〇月一日、二六〇頁)。
- (24) 「恩赦令施行規則」(府令第四四号、『台湾總督府報』第二〇二号、大正二年四月二四日、九四頁)。
- (25) 「減刑令」(勅令一〇四号、『台湾總督府報』号外、大正三年五月二四日。『官報』号外、大正三年五月二四日、一頁。『台湾總督府報』第五〇四号、大正三年六月三日、一〇頁)。
- (26) 「詔書 朕大礼ヲ行フニ当リ普ク仁慈ヲ布キ朕力慶福ヲ頒タムコトヲ念ヒ特ニ有司ニ命シテ恩赦ノ事ヲ行ハシム爾有衆

- 其レ克ク朕力意ヲ体セヨ」(詔書、『台湾総督府報』第八八八号、大正四年二月一九日、四〇頁)。
- (27) 「減刑令」(勅令二〇五号、『官報』号外、大正四年二月一〇日、一頁・二頁。勅令抄録、『台湾総督府報』号外、大正四年二月一〇日、一頁。『台湾総督府報』第八八八号、大正四年二月一九日、四〇頁)。
- (28) 「諭告 恩赦令」(諭告第一号、『台湾総督府報』号外、大正四年二月一〇日、一頁・二頁)。
- (29) 「恩赦令施行規則改正」(府令第七五号、『台湾総督府報』号外、大正九年九月一日、二頁)。
- (30) 台湾において実施された恩赦。朝鮮において実施されたのは、朝鮮の王世子李垕と日本の方子女王との婚姻に際して大正九年四月二七日の恩赦(勅令第二二〇号、『官報』第三一九号、大正九年四月二八日、七〇九頁・七一〇頁)がある。
- (31) 「詔書 朕皇太子裕仁親王結婚ノ礼ヲ行フニ当リ広ク其ノ慶福ヲ頒タムコトヲ念ヒ特ニ有司ニ命シテ減刑ノ事ヲ行ハシム爾有衆其レ克ク朕力意ヲ体セヨ」(詔書、『官報』号外、大正一三年一月二六日、一頁。詔書抄録、『台湾総督府報』第三一五六号、大正一三年二月七日、二七頁)。
- (32) 「減刑令」(勅令第一〇号、『官報』号外、大正一三年一月二六日、一頁・三頁。『台湾総督府報』第三一五六号、大正一三年二月七日、二七頁・二八頁)。
- (33) 「詔書 朕大故ニ遭遇シ傷悼已マス此ニ有辜ヲ矜ミ憲章ニ循ヒテ恩赦ヲ行ヒ以テ朕力罔極ノ哀ヲ申ヘムトス百僚有衆其レ克ク朕力意ヲ体セヨ」(詔書、『官報』号外、昭和二年二月七日、一頁。詔書抄録、『台湾総督府報』号外、昭和二年二月七日、一頁。詔書抄録、『台湾総督府報』号外、昭和二年二月一五日、一頁)。
- (34) 「大赦令」(勅令第一号、『官報』号外、昭和二年二月七日、一頁・三頁。『台湾総督府報』号外、昭和二年二月七日、一頁。『台湾総督府報』号外、昭和二年二月一五日、一頁・三頁)。
- (35) 「減刑令」(勅令第二号、『官報』号外、昭和二年二月七日、三頁・五頁。『台湾総督府報』号外、昭和二年二月七日、二頁。『台湾総督府報』号外、昭和二年二月一五日、三頁・五頁)。
- (36) 「復権ニ関スル件」(勅令第三号、『官報』号外、昭和二年二月七日、五頁。『台湾総督府報』号外、昭和二年二月七日、二頁。『台湾総督府報』号外、昭和二年二月一五日、五頁)。
- (37) 「諭告 恩赦令」(諭告第一号、『台湾総督府報』号外、昭和二年二月七日、一頁)。

- (38) 「大赦令施行」(告示第三号、「官報」第五六号、昭和二年三月一〇日、二五〇頁。「台湾總督府報」号外、昭和二年二月七日、一頁)。
- (39) 「恩赦令改正」(勅令第一〇号、「台湾總督府報」号外、昭和二年二月五日、一頁。「台湾總督府報」第三五号、昭和二年二月一五日、四四頁・四五頁)。
- (40) 「恩赦令施行規則改正」(府令第二二号、「台湾總督府報」第七七号、昭和二年四月二日、四六頁)。
- (41) 「詔書 恩赦令」(詔書、「官報」号外、昭和三年一月一〇日、一頁。「台湾總督府報」号外、昭和三年一月一〇日、一頁。昭和三年一月一八日、一頁)。
- (42) 「減刑令」(勅令第二七〇号、「官報」号外、一頁・二頁。「台湾總督府報」号外、昭和三年一月一〇日、一頁。昭和三年一月一八日、一頁・二頁)。
- (43) 「復権令」(勅令第二七一号、「官報」号外、昭和三年一月一〇日、二頁。「台湾總督府報」号外、昭和三年一月一〇日、二頁。「台湾總督府報」号外、昭和三年一月一八日、二頁)。
- (44) 「諭告 恩赦令」(諭告第一号、「台湾總督府報」号外、昭和三年一月一〇日、一頁)。
- (45) 「詔書 恩赦令」(詔書、「官報」号外、昭和九年二月一日、一頁。「台湾總督府報」号外、一頁。「台湾總督府報」第二〇三〇号、昭和九年二月一〇日、六三頁)。
- (46) 「減刑令」(勅令第二〇号、「官報」号外、昭和九年二月一日、一頁・二頁。「台湾總督府報」号外、一頁。「台湾總督府報」第二〇三〇号、昭和九年二月一〇日、六三頁)。
- (47) 「復権令」(勅令第一九号、「官報」号外、昭和九年二月一日、二頁。「台湾總督府報」号外、一頁。「台湾總督府報」第二〇三〇号、昭和九年二月一〇日、六三頁)。
- (48) 「諭告 恩赦令」(諭告第一号、「台湾總督府報」号外、昭和九年二月一日、一頁・二頁)。
- (49) 「恩赦令改正」(勅令第三九三号、「官報」号外、昭和九年二月二六日、一三頁)。
- (50) 「詔書 恩赦令」(詔書、「官報」号外、昭和三年二月一日、一頁。「台湾總督府報」第三二〇五号、昭和三年二月一五日、六一頁)。

- (51) 「減刑令」(勅令第七六号、「官報」号外、昭和三年二月一日、一頁・二頁。「台湾総督府報」第三三〇五号、昭和三年二月十五日、六一頁)。
- (52) 「復権令」(勅令第七七号、「官報」号外、昭和三年二月一日、二頁。「台湾総督府報」第三二〇五号、昭和三年二月十五日、六一頁・六二頁)。
- (53) 「詔書 恩赦令」(「御署名原本」昭和十五年、昭和十五年二月一日、レファレンスコードA03022427800。詔書、「官報」号外、昭和十五年二月一日、一頁。「台湾総督府報」号外、昭和十五年二月一日、一頁。「台湾総督府報」第三八一〇号、昭和十五年二月一六日、四二頁)。
- (54) 「減刑令」(勅令第四五号、「官報」号外、昭和十五年二月一日、一頁。「台湾総督府報」号外、昭和十五年二月一日、一頁。「台湾総督府報」第三八一〇号、昭和十五年二月一六日、四二頁・四三頁)。
- (55) 「復権令」(勅令第四六号、「官報」号外、昭和十五年二月一日、一頁。「台湾総督府報」号外、昭和十五年二月一日、一頁・二頁。「台湾総督府報」第三八一〇号、昭和十五年二月一六日、四二頁)。
- (56) 「諭告 恩赦令」(諭告第一号、「台湾総督府報」号外、昭和十五年二月一日、二頁)。
- (57) 「復権令」(勅令第九四号、「官報」号外、昭和十七年二月一八日、一頁。「台湾総督府報」号外、昭和十七年二月一八日、一頁)。
- (58) 「諭告 恩赦令」(諭告第一号、「台湾総督府報」号外、昭和十七年二月一八日、一頁)。
- (59) 「詔書 恩赦」(詔書、「官報」号外、昭和二〇年一〇月一七日、一頁)。
- (60) 「大赦令」(勅令第五七九号、「官報」号外、昭和二〇年一〇月一七日、一頁・二頁)。
- (61) 「減刑令」(勅令第五八〇号、「官報」号外、昭和二〇年一〇月一七日、二頁)。
- (62) 「復権令」(勅令第五八一号、「官報」号外、昭和二〇年一〇月一七日、二頁・三頁)。
- (63) 前註(19) 同掲。
- (64) 前註(22) 同掲。
- (65) 前註(31) 同掲。

- (66) 前註(20)同掲。
- (67) 「特赦及減刑ニ関スル件」(勅令第二二五号、『台湾総督府報』第二五四四号、明治四一年一〇月六日、二四頁・二五頁)。
- (68) 「軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ関スル件」(勅令第二二六号、『台湾総督府報』第二五四四号、明治四一年一〇月六日、二五頁)。
- (69) 「明治四一年勅令第二二五号ヲ韓国、台湾、関東州及帝國力治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スルノ件」(勅令第二二六号、『台湾総督府報』第三〇号、明治四一年一〇月六日、二六頁・二七頁)。
- (70) 前註(39)同掲。
- (71) 「恩赦令中改正ノ件」(勅令第一〇号、枢密院關係文書、枢密院決議・昭和二年二月二日會議議案、レファレンスコード F00713100)。
- (72) 「減刑令執行ニ関シ新竹庁へ指令並ニ各庁へ通達ノ件」(明治三二年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第一〇巻『第一九文書、簿冊番号〇〇二四九)。
- (73) 前註(13)同掲。
- (74) 前註(2)同掲。
- (75) 台湾官界の疑獄事件により非職。檜山幸夫著「台湾統治の機構改革と官紀振肅問題 明治三〇年の台湾統治」(『台湾総督府文書目録』第三巻解説、三三五頁～四四〇頁を参照)。
- (76) 前註(72)同掲。
- (77) 同上。
- (78) 前註(24)同掲。
- (79) 前註(2)同掲。
- (80) 「皇太后陛下ノ大喪ニ際シ台湾新附ノ民ニ恵沢ヲ施サム力為大赦ヲ行フノ件」(件番号三三、類 0671100、レファレンスコード A15113115600 『公文類聚』第二二編、明治三〇年、第一巻)。
- (81) 前註(14)同掲。

- (82) 前註(8)同掲。
- (83) 青地でサインがある。
- (84) 同上。
- (85) 文中の記号は次のことを示している。訂「」は、訂正で、訂「A」(B)は、AをBに直したものを。補()の補(C)は、Cを補足したものを。削「」の削「D」は、Dを抹消したものを。
- (86) 前註(8)同掲。
- (87) 前註(80)同掲。
- (88) 「大赦令減刑令ノ恩典ニ浴シタル者及一般人民ノ感情」『明治三十年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第十五巻』第四七文書、簿冊番号〇〇一三五)。
- (89) 『公文類聚』第二編、明治三〇年、第一巻、皇室門・内延、レファレンスコードA15113113300)。
- (90) 前註(80)同掲。
- (91) 同上。
- (92) 『刑法』(『法令全書』第二編「公益ニ関スル重罪軽罪」第三章「静謐ヲ害スル罪」第二節「官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪」)『法令全書』、内閣官報局、明治三二年七月、太政官、布告、第三六号、一一四頁・一一五頁)。
- 第三百三十九条 官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又八行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ当リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者八四月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス
- 暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ス可カラサル事件ヲ行ハシメタル者亦同シ
- 第四百十条 前条ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者八毆打創傷ノ各本条ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ処断ス
- 第四百十一条 官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者八一年以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス
- 其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖書又八公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ
- (93) 前註(80)同掲。

- (94) 「皇太后陛下崩御ニ付死刑執行ヲ停止ス」(件番号一七、『公文類聚 第二編・明治三〇年・第一巻、皇室門・内延、レファレンスコードA15113115000』)。
- (95) 『明治天皇紀』第九巻、明治三〇年一月二日、一八〇頁。
- (96) 『明治三十年台湾總督府公文類纂甲種永久保存第十五巻』第三四文書、第四七文書、簿冊番号〇〇一三五。
- (97) 「記録規則制定ノ件」(明治二九年台湾總督府公文類纂永久甲種第五巻)、『第二六文書、簿冊番号〇〇〇六〇』。
- (98) 同上。
- (99) 「從恩赦文書看臺灣總督府之文書管理・恩赦文書から見る台湾總督府の文書管理」(『第七屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集』、國史館臺灣文獻館・二〇一三年五月、三九一頁〜四二四頁所収、台湾南投市)。
- (100) この表の新法院と旧法院の違いは、備考に書かれているように、軍政中の組織に係わる法院にて日令第二一号即ち台湾住民刑罰令を適用し処断した者をいい、新法院とは、昨年五月律令第一号により法院開設後処断せられたる者を指す。「大赦令及減刑令執行表」(『明治三十年台湾總督府公文類纂甲種永久保存第十五巻』、第四六文書、簿冊番号〇〇一三五)。
- (101) 台北県警察用一一行×2朱罫紙五枚に墨筆、前註(88) 同掲載。
- (102) 台北県警察用一一行×2朱罫紙七枚に墨筆、同上。
- (103) 台南県用一三行×2朱罫紙二枚に墨筆、同上。
- (104) 台湾總督府民政局用一一行朱罫紙一枚に墨筆、同上。
- (105) 台中県用一〇行×2朱罫紙二枚に墨筆、同上。
- (106) 澎湖島庁用一二行×2朱罫紙一枚に墨筆、同上。
- (107) 台湾總督府民政局起案用一枚と台湾總督府民政局用一三行×2朱罫紙一枚に墨筆、同上。
- (108) 「大赦令二関スル件」(明治三〇年元台北県公文類纂永久保存第一五巻)、『第一文書、簿冊番号〇九一一〇』。
- (109) 同上。
- (110) 「皇太后陛下崩御ニ関スル一件書」(明治三〇年元台北県公文類纂永久保存第一二一巻)、『第六文書、簿冊番号〇九七七〇』。

- (111) 「皇太后陛下崩御大赦及減刑ニ関スル件」(『明治三〇年元台北県公文類纂永久保存第一一巻』第八文書、簿冊番号〇九七〇)。
- (112) 「皇太后陛下崩御ニ関スル一件書」(『明治三〇年元台北県公文類纂永久保存第九二巻』第二〇文書、簿冊番号〇九七五二)。
- (113) 「囚情」(『大正三年台湾総督府事務成績提要』第二〇編、第四章民政部法務部、四六九頁)。
- (114) 前註(99)同掲。

*本研究は、JSPS科研費(JP22520651、JP25370753)の助成を受けたものです。